

広域災害発生時における相互医療協力に関する協定

諏訪赤十字病院（以下「甲」という。）と信州大学医学部付属病院（以下「乙」という。）は、甲又は乙の区域内において地震等広域災害（以下「災害」という。）が発生し、甲又は乙の病院では十分な医療を実施できない場合に、それぞれ被害を受けた病院への医療協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に想定される医療需要の増大や医療施設等の罹災による病院機能の一時停止など適切な医療サービスが提供できなくなる状態を補完し、相互医療協力を行うことを目的とし、以下必要な事項について定める。

（応援の要請及び援助）

第2条 甲又は乙は、災害の発生により応援の要請があった時は、緊密に連絡をとり、応援の要請があった病院に対し誠意をもって医療サービスを提供する。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）患者搬送に伴う病床の確保
- （2）不足する薬剤・診療材料の提供
- （3）医師その他の人材の提供
- （4）その他要請に基づいて行う医療サービスの提供

（応援の経費負担）

第4条 応援に要する費用については、原則として被災病院の負担とする。ただし被災病院が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、双方協議の上定める。

（平常時における協力体制）

第5条 災害発生時に相互医療協力が円滑に行えるよう、平常時においても病院情報の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

（事故防止）

第6条 災害発生時に相互医療協力体制をとる時は、事故防止に最大限努めるものとし、万一事故が発生した場合は、その都度甲、乙協議のうえ処理する。

（協定書に定めのない事項）

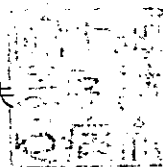
第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、互いに署名押印のうえ、各1通を保持する。

平成20年11月28日

（甲）諏訪市湖岸通り5丁目11番50号

諏訪赤十字病院 病院長 小口 寿 夫



（乙）松本市旭3-1-1

信州大学医学部付属病院 病院長 小池 健

